

令和2年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 報告第 2号 令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 報告第 3号 令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第23号 氷川町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第24号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第25号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第26号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第27号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第28号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西 尾 正 剛

2番 木 下 厚

3番 河 口 涼 一

4番 清 田 一 敏

5番 長尾 憲二郎
7番 上田 俊孝
9番 上田 健一
11番 片山 裕治

6番 吉川 義雄
8番 三浦 賢治
10番 松田 達之
12番 米村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山 早苗 書記 小田 尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤本 一臣	副 町 長	平 逸郎
教 育 長	太田 篤洋	総 務 課 長	稲田 和也
企画財政課長	濤岡 美智代	税 務 課 長	西田 美子
町 民 課 長	尾村 幸俊	福 祉 課 長	山本 昭義
農業振興課長	増住 豪二	農 地 課 長	星田 達也
建設下水道課長	野田 俊明	地域振興課長	前崎 誠
会 計 管 理 者	橋本 智明	学校教育課長	岩本 博美
生涯学習課長	増永 光幸	代表監査委員	島田 博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、片山裕治君、1番、西尾正剛君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願・陳情等は、お手元に配りました、請願・陳情一覧表のとおりです。この1件は、産業建設厚生常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、例月現金出納検査及び備品監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

報告第1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第2号 令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

報告第3号 令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について

- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第 23号 氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 7 議案第 24号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 25号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 26号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 10 議案第 29号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 27号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 12 議案第 28号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）について
- 日程第 13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経
営報告についてから、日程第13、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につい
てまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

若鮎おどる、さわやかな初夏の季節を迎えております。議員各位には、それぞれ
のお立場で日々御活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、令和2年第3回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま
方には公私ともに大変お忙しい中にお集りいただきまして誠に
ありがとうございます。また、日頃より町政運営に当たりまして、格段の御協力を
賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染につきましては、1日あたりの感染者数は減少してい
るものの、収束にはまだまだ時間がかかるようであります。非常事態宣言が解除さ
れ、自粛していた店舗の営業や外出自粛の緩和はされておりますけれども、北九州
市では第2波の感染拡大が広がっております。今後も、この傾向は全国的にあるの
かなというふうに心配をいたしております。今後とも危機感と緊張感を持って、生
活をしていかなければならないと感じるとともに、冷え込んだ地域経済の活性化に
向けた取組が急務と考えております。

国の支援策であります特別定額給付金につきましては、町内での対象が4,55
9世帯でございます。今月5日、先週の金曜日現在で、申請世帯数が4,315世帯、
内4,254世帯分、金額にいたしまして11億1,270万円の支払いが既に完了

したところでございます。給付率にしまして93.3パーセントという状況でございます。

町独自の支援策につきましては、地域振興券発行事業につきましては、名称を「氷川町 元気ががんばる券」として、8月1日から使用できるよう、来月中旬の各世帯への発送に向け作業を進めているところであります。

融資金の利子補給への申請件数は15件ございました。

町事業継続支援金につきましては、商工業経営者関係分で41件の申請、農業経営者分で17件の申請があり、暫時、支払いを行っているところであります。

休業及び営業時間の短縮に対する応援金につきましては17件の申請があり、こちらも暫時、支払いを行っております。

町内の小中学校も今月1日から通常授業が再開をされております。衛生管理には十分留意をしながら、学校運営に当たっていただいているところでございます。

また、大学生の就学環境が悪化している現状を鑑み、第2弾の町単独支援策といたしまして、大学生及び専門学校生を扶養されている保護者に対して、学生1人当たり一律5万円の就学支援金を支給することとし、本定例会に補正予算を計上いたしております。

なお、新型コロナ対策の国の第2次補正が近日中に可決される見通しでありまして、今後も交付金の有効な活用を図ってまいります。

本町を含む九州北部地方の梅雨入りが間近なことと思っておりますけれども、本格的な雨期を迎え、大雨及び土砂災害等につきましては警戒を怠らず留意するとともに、大きな自然災害が起きないことを願っているところであります。特に、避難所の開設に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応にも万全を期してまいりたいというふうに思っております。

また、氷川ダムの今朝の貯水率が89パーセントであります。い草の成長期及び田植の時期を迎えまして、農業用水の需要の増加及び夏場の渇水期を考えますと、少し心配をしているところであります。今後とも日々、節水に努めていただきますよう、町民の皆さま方にもお願いをしてみたいというふうに思っております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告3件、承認1件、条例一部改正5件、令和2年度氷川町一般会計及び特別会計補正予算2件、諮問1件でございます。

報告第1号につきましては、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書一般会計について、報告第3号は、令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書下水道事業会計でございます。このあと、担当課長より御報告をさせていただきます。

承認第4号は、専決処分をした令和2年度一般会計補正予算（第3号）について報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第23号は、氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でありまして、地方公務員法の一部改正に伴い関係条例を改正するものであります。

議案第24号は、氷川町手数料条例の一部を改正する条例でありまして、一般家庭排出ごみ袋に新たに中間サイズを設けましたので、関係条例を改正するものであります。

議案第25号は、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例でありまして、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、関係条例を改正するものであります。

議案第26号は、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でありまして、こちらも新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、関係条例を改正するものであります。

議案第27号は、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億7,526万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ79億8,699万1,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしましては、国庫支出金8,727万8,000円、繰越金7,318万8,000円、町債8,500万円で、歳出の主な予算は、土木費1億6,051万9,000円、その内容は道路新設改良費であります。消防費5,342万4,000円、主な内容は宮原防災公園整備費であります。教育費3,004万4,000円、主な内容は先ほど申し上げました大学生等扶養世帯給付金でございます。

議案第28号は、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ660万8,000円を追加し、歳入歳出総額を20億1,136万9,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして県支出金及び繰入金660万8,000円、歳出につきましては新型コロナウイルス感染症対策費660万8,000円であります。

議案第29号は、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例でありまして、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、関係条例を改正するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、円満なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次詳細説明を求めます。

農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） それでは、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告いたします。

まず、事業年度であります令和元年度営業計画の結果から御報告いたします。

資料の2ページを御覧ください。直売所の①につきましては、高齢の出荷者8名の退会の一方で、若年層の新規入会者が6名ありました。売行き具合に応じまして、売場の整理、前倒しを行い、売れ残りを削減することで、出荷意欲の向上に努めました。

③につきましては、野菜部会会員へ夏場に出荷できる作物、トウモロコシ、キュウリ、オクラ等の種苗を配付いたしました。

資料の3ページを御覧ください。⑥につきましては、軽減税率に対応したレジシステムの新規入替えを行い、レジ操作の正確性の向上、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済を導入し、お客様の利便性の向上に努めました。

農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物の優先、積極的に活用しています。また、店頭表示板へ当日使用の農産物の生産者情報を掲示しています。②につきましては、業務用食材の使用を最小限に抑え、手づくりメニューを強化しています。また、新型コロナウイルス対策を契機に、定食や丼物等の出来立てを提供する方式に変更しています。おやつ工房の①につきましては、売場のブラッシュアップを行うとともに、直売所方向からの視認性を高める案内板を設置しました。

特産品加工事業の①につきましては、施設の充実、HACCP（ハサップ）の導入により、衛生品質管理が徹底され、晩白柚ジュレ、晩白柚モナカの自社製造が可能になりました。また、晩白柚、イチゴの一次加工品としての加工量が増加し、取引可能な資源が増加しました。

続きまして、4ページを御覧ください。ツーリズム事業の①につきましては、従来の立ち寄り型から滞在型の交流事業を模索していましたが、モデルプランの作成にとどまり、資金面、採算面での課題もあり、引き続き検討してまいります。

外商事業の②につきましては、例年どおりの梨のカタログ販売、季節のギフト販売は実施しています。ホームページ、その他のSNSを活用した販売促進についても積極的に取り組んでいますが、改良、改善する点もあり、引き続き課題として取り組みます。

続きまして、当期の収支を御報告いたします。7ページの損益計算書を御覧ください。金額欄の数字を御確認ください。上から2段目の数字が売上高合計になりま

すが、2億1,125万816円に対して、在庫や経費を差し引いたものが上から10段目の営業損失金額85万1,837円になります。この額に営業外の収益や費用を加減したものが、下から6段目の経常損失金額33万3,112円になります。この額に特別損失額を加え、法人税等を差し引いて当期純損失金額は、一番下の51万5,988円となっております。

次に、6ページの貸借対照表を御覧ください。右下の純資産の部で、前期までの繰越利益に当期純損失51万5,988円を加えまして、下から7番目の数字になりますが、利益剰余金は3,960万3,192円となっております。よって、純資産は資本金と合わせて、下から2番目の6,110万3,192円を保有しております。

最後に、9ページを御覧ください。これは決算をまとめたもので、売上げと販売費及び一般管理費を項目別に計上しております。なお、1,000円以下は省略します。

売上げに関しましては、上の表になります。前年度の比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が92.8パーセント、1億2,197万円となりました。これは新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、売上げが減少しております。

レストランは、前年比伸び率が93.3パーセント、3,916万円となります。こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大による影響による減少でございます。

外販は、前年比伸び率は57.1パーセント、965万円となります。こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、イベント、販売フェアの中止により、売上げが減少しております。

加工センターは、前年比伸び率96.6パーセント、1,619万円となります。こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、売上げが減少しております。

次に、販売費及び一般管理費に関して、下の表になりますが、前年比較で主なものは、1段目の給料・手当は214万円増えて5,480万円、これは正社員2名の採用により人件費が増加したためです。4段目の雑給は125万円少なくなり321万円、これはアルバイトの削減により賃金が減少したものです。10段目の広告宣伝費は148万円少なくなり574万円、これは2月、3月のイベント等の中止によるものです。17段目の修繕費は72万円少なくなり35万円、これはトイレ、冷蔵ケース等の備品の修理を町の予算で対応したためです。販売費合計は下から8段目で1億4,195万円になっています。

最終損益は7ページでも説明しましたが、一番下の51万円の赤字となっております。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 報告第2号、令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度繰越明許費繰越計算書について別紙のとおり御報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書を御覧ください。プレミアム付き商品券事業ほか10事業、翌年度繰越額合計3億7,874万7,800円でございます。財源内訳としましては、既収入特定財源61万3,000円、未収入特定財源の国庫支出金5,717万1,000円、地方債3億570万円、一般財源が1,526万3,800円となっております。

なお、この計算書には事業費の記載がありますので、取り扱いには気を付けていただきたいと思います。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 報告第3号、令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について御報告いたします。

令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり御報告いたします。

報告書を開けていただきまして、計算書を御覧ください。繰越事業につきましては、5款、5項、公共下水道事業費、公共下水道管路施設修繕改築事業でありまして、翌年度、繰越額が1,888万3,000円であります。

財源内訳は、国庫支出金600万円、地方債320万円、一般財源968万3,000円であります。

繰越の理由といたしましては、令和元年6月から9月にかけて実施いたしました宮原処理区管路調査の結果を受けまして、ストックマネジメント計画に伴い、修繕改築計画を策定することとしております。この計画の後に優先順位の高いところから順次、改築、設計及び改築工事を行うこととしております。この策定業務が本年1月30日に契約を締結いたしまして、工期を6月30日までとしました。その契約繰越によるものです。

以上で、報告第3号、令和元年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）についての報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 承認第4号、専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

地方自治法令第179条第1項の規定により、令和2年5月26日付で、専決処分をした事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めらるるものでございます。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。専決第4号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,172万4,000円とするものでございます。

7ページの歳出を御覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、15目、保育所費、12節、委託料1,320万円を計上しております。職員の私傷病休暇により給食調理業務を委託するもので、6月からの10か月分でございます。また、この委託料には食材費が含まれており、需用費の給食費減額も必要であります。保育所行事の食材にも支出することから、最終での不用額を減額補正する予定でございます。

6ページの歳入を御覧ください。財源といたしまして、前年度繰越金を充当しております。

以上が、専決第4号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございます。

これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第23号を御説明いたします。

氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地方公務員法の一部改正を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、令和2年度から採用の会計年度任用職員についても一般職員に加え、職員のサービスの宣誓について任命権者は別段の定めをすることができるものとするものでございます。

この条例は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第24号から議案第26号まで、続けて説明させていただきます。

まず、議案第24号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、現在の町指定ごみ袋は大で容量45リットル、1枚30円、小で容量20リットル、1枚15円の2種類を手数料条例で設定しております。中サイズにつきましては、利用者からの要望があることや利便性を考慮し、新旧対照表の2ページに記載のとおり、中サイズ1枚20円を追加する条例の一部を改正するものでございます。この条例は公布の日から施行といたします。

これで、議案第24号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第25号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどをしたことにより、労務に服することができず、事業主からの給料が受けられない場合、要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

去る3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定いたしました、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において感染するなどをした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国・県から市町村等に向けて、傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がなされております。

1枚めくっていただきまして、現行の附則に第5号から第10号までの6項を加えます。第6項では、直近3か月での1日当たりの金額を算出し、3分の2を傷病手当金として計算する方法を、第7項では、支給期間の限度を1年半とする記載をしております。

この条例は公布の日から施行し、適用は規則で定める日まででございます。

これで、議案第25号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第26号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、議案第25号で説明いたしました、ここまでの新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る死傷病手当金と同じ内容になりますが、後期高齢者におきましては、県の広域連合が手当金の支給を行います。この申請書の受付を町で行うために、町の条例を改正するものでございます。

3枚目、新旧対照表を御覧ください。第2条中、第8号を第9号とし、第7号の次に申請書の提出の受付を行うことを追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

これで、議案第26号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第29号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどに伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の減免に係る規定の追加及びその他、所要の改正をする必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

次のページを御覧願います。第14条第2項第3号は、用語の修正を行うものです。次の附則に1条を加えることが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少などが見込まれる場合に、介護保険料の減免を行うための条文になります。第1項で対象となる介護保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで納付期限のものとなります。

減免の要件は、次の第1号に、第1号被保険者の属する世帯の生計主が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合のことで、第2号には第1号被保険者の属する世帯の生計主の収入要件が規定され、アの事業収入等が前年より30パーセント減少した場合で、かつ、イの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であることとなります。

第2項は、申請期限の特例を設け、さかのぼって申請ができる要件となっています。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第1条の規定は令和2年2月1日から適用するものです。

これで、議案第29号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第27号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,526万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,699万1,000円とする補正予算でございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございます。土木債を1億3,390万円に、消防債を1億3,190万円に限度額を変更するものです。

歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページを御覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、3節、職員手当等515万6,000円の減額につきましては、3月定例議会で議決されました氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正により、非該当となった職員の住居手当の減額でございます。

4節、共済費1,196万7,000円は、会計年度任用職員の社会保険料に算定誤りがあり不足が見込まれるため計上するものです。

8節、旅費80万円の減額は、町長の旅費について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった研修などの旅費を減額するものです。

10目、財産管理費、16節、公有財産購入費は、役場西側にある土地を購入するもので、不足している役場の倉庫用地として利用するものです。

21節、補償補填及び賠償金で、既存車庫の補償金を計上しております。

13目、振興局費、10節、需用費の消耗品費5万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を予算上明確にしたため、組み替えるものです。同様に、印刷製本費、次のページの郵便料につきましても組替えを行っております。

この新型コロナウイルス感染症対策については、括弧書きで表示しておりますが、各施設や各事業の感染症対策として、アルコール消毒液や体温計などの購入をそれぞれの項目で計上しております。

13ページを御覧ください。15款、民生費、15項、福祉センター費、5目、

宮原福祉センター費、10節、需用費は、浴場ボイラーの修繕料でございます。老朽化により使用できない状態であり、早急に修繕が必要で計上するものです。

14ページの25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金451万円は、い草移植機等導入支援負担金で、国の産地生産基盤パワーアップ事業及び県のい草畳表生産体制強化緊急対策事業を活用し、機械化による作業の省力化や製品の品質向上、生産体制の強化と産地の維持を図る取組に必要な機械のリース導入に要する費用を補助するもので、移植機2台、苗処理機4台、カセット100台の希望があり、事業主体である八代市への負担金でございます。

15ページを御覧ください。30款、5項、商工費、20目、竜北公園費、12節、委託料は、植栽等管理委託料で、ふるさと自然のみち第1休憩所の樹木が大木となり、特に斜面に植栽の樹木が台風等により倒木の恐れがあるため、伐採、剪定などを委託するものです。

16ページを御覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費360万円は、5月の大雨被害を受けた町道天堤3号線修繕ほか5路線の修繕及び外側線、中央線の維持、修繕で、道路の安全性を保つため、緊急を要する修繕でございます。

15目、道路新設改良費、12節、委託料は、町道島地松本橋線道路改良用地測量業務委託料です。社会資本整備総合交付金事業であり、交付金の内示により計上するものです。

14節、工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業の3路線の工事費でございます。これにつきましても、交付金の内示により計上するものです。

17ページを御覧ください。16節、公有財産購入費は、町道河原鹿島西網道線及び町道島地松本橋線の道路改良事業に係るものでございます。

21節、補償補填及び賠償金の電柱移設補償金及び建物等補償金は、町道今・桜ヶ丘線道路改良事業に係るものでございます。

18ページを御覧ください。40款、5項、消防費、25目、消防対策費、10節、需用費264万円は、備蓄用のマスクやアルコール消毒液、防護服を購入するものです。

14節、工事請負費は、宮原防災公園工事であります。はまどん公園の南側隣接地に約3,900平方メートルの防災公園を整備するものであり、敷地造成、広場整備、遊戯施設、防災倉庫、レクリエーション倉庫などを予定しており、緊急防災・減災事業債を活用しての事業でございます。

45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、19ページになります、

18節、負担金補助及び交付金2,500万円は、学生扶養世帯給付金でございます。新型コロナウイルス感染症対策の影響で、経済的に厳しい状況に置かれている学生を扶養する者に対して、教育を応援するために学生1人につき5万円を給付する町独自の支援事業で、500人を見込んでの計上です。

20ページを御覧ください。25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、10節、需用費は、宮原体育館アリーナの照明設備修繕でございます。3か所の照明灯が切れており、交換のための昇降用装置に不具合があり修繕するものです。その他の照明についても接触が悪く調整の必要があり、足場を組んでの作業も想定していることから、当初予算で計上しておりますフローリング研磨塗裝修繕の施工前に実施したいとのことから計上したものでございます。財源には、平成28年熊本地震復興基金繰入金を充当しております。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページを御覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金の社会資本整備総合交付金は、野津団地外壁改修工事に係るもので、配分金の内示により減額するものです。不足する財源につきましては、公営住宅建設事業債を計上しております。防災・安全社会資本整備交付金は、道路新設改良事業に係るものでございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、30目、消防費県補助金、5節、消防費補助金は、消防小型ポンプ積載車の財源として消防施設設備整備費補助金を計上しておりましたが、県の採択が見込まれないため減額するものでございます。同額を緊急防災・減災事業債で計上しております。

8ページを御覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金3,000万円は、学生扶養世帯給付金事業ほか、新型コロナウイルス感染症対策の財源として繰り入れるものです。

9ページを御覧ください。99款、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債4,130万円は、道路新設改良事業の財源とするものです。

22ページ、給与費明細書以降につきましては御覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第27号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第28号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

1 ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,136万9,000円とするものでございます。

まず、歳出につきまして御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、11節、役務費の60万8,000円は、毎年7月に国民健康保険被保険者証の更新に対しまして、地区の公民館で交付を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、今年度は郵送により対応させていただきますので、その料金を計上いたしました。なお、3割分は当初予算で計上いたしておりましたので、7割分を計上しております。

10款、保険給付費、30項、傷病手当諸費、5目、傷病手当金、18節、負担金補助及び交付金の600万円の増額は、先ほど条例の一部改正で御説明いたしました、国民健康保険に係る傷病手当の予算でございます。積算につきましては、8,000円×3分の2×14日分の80人を600万円で計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金600万円の増額は、歳出にありました傷病手当金の国からの特別交付金でございます。

40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、30節、その他一般会計繰入金60万8,000円の増額は、被保険者証の郵送料を一般会計から繰り入れるものでございます。

これで、議案第28号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所 八代郡氷川町早尾999番地

氏名 草野 信一

生年月日 昭和34年3月31日生まれであります。

同氏は、昨年3月まで本町の職員でございました。在職中は社会教育の分野に長く従事した職員でありまして、退職後も昨年12月から民生委員として活動を行っ

ていらっしゃいます。地域住民からの信頼も厚く、豊富な経験を生かし社会貢献の精神に基づき、中立公正な立場で人権擁護員としての活動に期待できますので、今回推薦について議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで、10時55分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

承認第4号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） この議案第24号は、昨年9月に定例会で、ごみ袋の料金について、20円から30円になったわけですが、そのときも、この手数料については住民の関心というのも非常に高いわけですから、苦情めいたことがないように周知を図って下さいということも、私は委員会の中で話をしたわけですが、10月号のチラシで料金上がることは周知がされました。しかし、4月からスタートする中で、早速苦情がありまして、それが町のホームページにも苦情が投稿されたわけでございます。

これは選択肢が増えるわけですから、これはいいことなんだろうけれども、昨年9月に、これも一緒に併せて提案しなかった理由をちょっと教えてもらえませんか。これはここでいけば、排出者の要望に伴って見直しましょうということですが、その辺のところはどうでしょう。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 今のお尋ねの件でございますけれども、昨年の改正のときにつきましては、価格も検討させていただきました。今回は中サイズも新たにつく

りますけれども、それにつきまして要望がございましたので、今回、併せて、中サイズを作成しようということで、要望がありましたので作成に至ったわけでございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 昨年の9月には定例会の際に、これは4年後には八代のほうに委託をするわけでしょうから、そのときに、このごみ袋の料金の話もちょっとしましたけれども、そのときには八代市に合わせて50円になるのかどうか。50円にするならば、事前にそういった広報が必要かと思いますが、その辺の流れを教えてください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 今のところ、具体的に合わせるかどうかの方針は、決定はしておりません。今後、八代市とごみの処理広域化に向けて、いろいろな協議をしていくわけでございますけれども、価格を上げるのか、上げないのか。また、いつから、どのようにするのかなどを今後、検討することになると考えております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 分かりました。最後に関連した質問で申し訳ないのですが、今、広報では、6月末までは今のピンクの袋は回収しますということですが、7月以降からはピンクの袋は使いません。そうしたときに、周知が徹底されなかったということもあって、7月以降もピンクの袋が出たときに、その対応をどう考えておられますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） この件につきましては、以前から広報等でお知らせしておりましたけれども、指定袋以外につきましては基本的に違反込ごみとなります。7月から旧の袋で出された場合は、違反ごみに該当します。

既に交換されました皆さまにつきましては、そのことを理解されておられると思っております。旧の袋でまだ出していいとなった場合、混乱して收拾がつかなくなるとおわれますので、以前からのお知らせのとおり、徹底したいと考えております。それに伴いまして、周知の徹底を図ってまいります。

周知の方法につきましては、広報誌の7月号及び今月中旬から防災無線で呼びかけをまいります。また、町内に20か所弱ぐらいごみステーションがございますけれども、そのステーションに早急に、旧の袋は6月までしか出せません。以降、必要な方は交換されてくださいというお知らせの紙を貼ろうかと思っております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 暫時、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 暫時休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第24号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

質疑なしを撤回します。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 10ページをお願いいたします。歳出のところですが、今回、この職員手当のほうで住居手当が500万円程度カットされております。

これは、該当する職員数とすれば、何名ぐらいなのか。それと、これは目的とすると、町内に職員は転入して地域のために頑張ってもらいましょうということでの条例改正だったわけですから、そういった動きがありますでしょうか。それをお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） この住居手当につきましては、対象者が町内居住の住居手当でございまして、対象者は16名でございまして。今のところ、町外から町内への転入というのは、今から出てくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか、西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） はい、結構です。

○議長（米村 洋君） はい、どうぞ。

○1番（西尾正剛君） その下の共済費のところですが、この共済費が当初予算をはるかに上回る金額で補正がされています。今、財政課長の話では、算定の誤りということでしたが、共済費の率の改訂など、そういった見込みが非常に甘かったかなと思います、その辺のところはどうでしょう、総務課長。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 会計年度職員の共済につきましては、企画財政課長から説明がありましたとおり、職員の瑕疵に基づきまして、計上の人数を間違っております。当初65名分を計上いたすところを職種別に1名ずつカウントしておりました、20名ということでカウントしておりました。誠に申し訳ありませんでした。

以上で、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 引き続いて、よろしいですか。

○議長（米村 洋君） はい、いいですよ。

○1番（西尾正剛君） 16ページをお願いいたします。今、財政課長の話では、社交金が見込まれたからということで工事請負あたりが上がっているわけですが、社交金の額からすると、ちょっと大きい金額が今年度は過去より比べて入ってきそうな感じですが、当然、当初予算で組むときには、こういった大きい金額で予算編成がされるのですが、6月補正でこういった大きい金額が組まれるというのは、ちょっと珍しいかなという、個人的な思いはあるのですけれども、この採択、議会が始まる前に建設課長から、ここの工事の理由が挙げてありました。

口頭による要望での予算計上と、地区要望による計上ということになっていますが、ここについて2点お伺いしたいのが、地区要望については、そういった必要性に応じて持っていかれているのか。それと、この採択の基準というので、大事なお話ですが、道路整備基本計画というのが平成23年3月に策定されたわけですが、そういったのもベースにされているのでしょうか。どうですか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 今、西尾議員からの質問で、まず1点目です。地区要望が勘案されているかということですが、この社交金は、現在5路線を要望しております。町内で申し上げますと、北川反甫北鹿野線、それと河原鹿島西網道線、今・桜ヶ丘線、氷川中南線、旧国道2号線、この5路線を要望させていただいております。これは、その以前から要望があった路線でございます。

今回、補正しています予算は、4月に入り歩道整備等において1億4,000万

円程度の社交金の配分の通知がございました。それによりまして、今回、補正をさせていただいておりますけれども、9月補正でも対応は考えておりました。しかしながら、9月補正になりますと金額的にも、はじめから繰越しありきになってしまうという感がございまして、今回、補正させていただくことによりまして、できるところは早めに事業を進めていきたいというふうを考えておりました、今回、計上させていただいているところでございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今のお答えは、社交金が1億4,000万円きた中で、今回8,800万をここに執行するということですね。

金額からすると、これまでよりも結構大きい金額が交付金として入ってきたわけですね。どうですか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 金額からいたしますと、昨年も1億4,000万円程度、今回も1億4,000万円程度です。

○1番（西尾正剛君） 分かりました。議長、最後にいいですか。

○議長（米村 洋君） はい、どうぞ。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 7ページ、歳入をお願いいたします。消防費の県補助の350万円の減額です。ポンプ導入については、国のそういった補助制度というのはこれまでもあって、それを活用したりしていたのですが、石油貯蔵交付金というものもあって、そういったものが充当されていたと思うのですが、この県からの補助金がついてポンプ車を導入するというのは、今はもう県もこういった支援をしてくれるのかなというふうに思っていたわけですが、残念ながら当初予算であげて、もう6月では減額350万とすると。

あとは、整備計画はそのまま計画どおりで進めて、一般財源と起債でやりますという今の財政課長の話だったのですけれども、この県の補助金が珍しくですね、これも久しぶりに、何年か振りにこれが計上されて、結局駄目だったということのようですが、その辺はどうだったんでしょう。総務課長、お願いします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） この県補助金につきましては、去年から制度化、補助金が創設されまして、当初は今年度、消防の小型ポンプの積載車7台を購入する予定でございました。県の補助額が1台あたり50万円ということでなっておりまして、新年度になり県の予算状況を確認したところ、県下で全市町村で5台分しか予算化できなかったということで、各年度かなりの市町村からの台数の要望がございまして、5台分ということであれば、ほとんどもう採択が見込めない状況になりました。

たので、財源の裏付けが発注に伴いまして必要になりますので、今回、歳入の補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○1番（西尾正剛君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、諮問第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

先ほど、吉川議員から発言の申出がありました。報告第2号について、発言を許します。

○6番（吉川義雄君） 議長より発言の許可が出ましたので、一つお願いですが、今回、繰越明許費計算書が出ているわけですが、下水道課長の説明で下水道関係は若干分かりました。今回、よく見てみますと、もうほとんどゼロ執行で出されている案件がいくつかあります。できれば、あさって委員会がありますので、そのときに、若干説明をもう少しいただきたいと思います。

やはり、どうして取り組めなかったのかというのは、やはり議員として知っておく必要があると思いますので、そのお願いです。よろしく申し上げます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） ただいまの吉川議員の御要望でございますが、委員会の席でまた御報告させていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま議題となっております、承認第4号から議案第29号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から議案第29号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時22分